

厚生労働省告示第百二十九号

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）別表の二の（一）の（1）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める放射性物質を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、本文の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品のうち、乳及び乳製品に係る放射性物質にあつては一キログラム当たり二百ベクレルを超える濃度のセシウムと、乳及び乳製品を主要原料とする食品に係る放射性物質にあつては一キログラム当たり五百ベクレルを超える濃度のセシウムとする。

平成二十四年三月十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める放射性物質

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）別表の二の（一）の（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質は、次の各号に掲げる乳等（乳等省令第一条に規定する乳等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める濃度を超えるセシウム（放射性物質のうち、セシウム百三十四及びセシウム百三十七をいう。以下同じ。）とする。

- 一 乳等省令第二条第一項に規定する乳（以下「乳」という。）及び同条第四十項に規定する乳飲料（以下「乳飲料」という。）  
一 キログラム当たり五十ベクレル
- 二 乳児の飲食に供することを目的として販売する乳等省令第二条第十二項に規定する乳製品（以下「乳製品」という。）（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品  
一 キログラム当たり五十ベクレル
- 三 前二号に掲げる食品以外の乳製品並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品  
一 キログラム当たり百ベクレル